

介護保険料

介護保険制度を持続可能なものとするため、要介護認定者数の増加や介護報酬の改定等の影響を考慮し、所得段階・保険料率の見直しを行いました。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額 ^{※1}
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税又は生活保護受給者	0.230	15,100円 ^{※2}
	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた		
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下のかた	0.400	26,300円 ^{※2}
第3段階	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	0.685	45,100円 ^{※2}
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)のかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	0.900	59,200円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)のかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	1.000	65,800円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた	1.200	79,000円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	1.300	85,600円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	1.500	98,800円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満のかた	1.700	111,900円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満のかた	1.900	125,100円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満のかた	2.100	138,300円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満のかた	2.300	151,500円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上800万円未満のかた	2.400	158,100円
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満のかた	2.500	164,700円
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上のかた	2.600	171,200円
月額基準額			5,490円

※1 月額基準額×保険料率×12か月(100円未満切捨て)
 ※2 公費による軽減措置後の金額

尾張旭市高齢者保健福祉計画

発行：令和6年3月

概要版

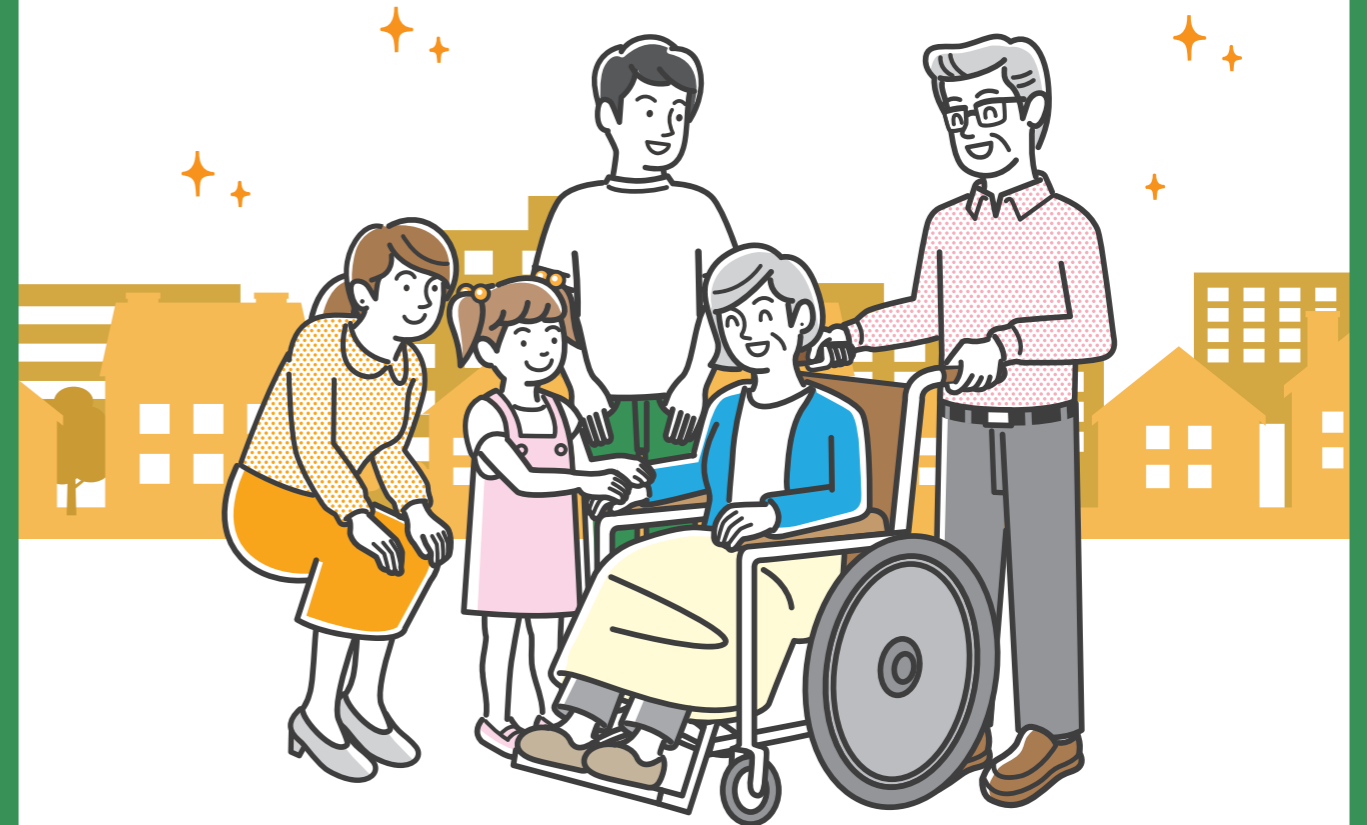
- 発行 尾張旭市
- 編集 尾張旭市 健康福祉部 長寿課
- 住所 〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
- 電話 0561-76-8138 FAX 0561-52-3749



概要版

尾張旭市 高齢者保健 福祉計画

令和6年度～8年度



尾張旭市
Owariasahi City

令和6年3月

計画策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

わが国では高齢化が進んでおり、尾張旭市においても、2023(令和5)年9月末時点での高齢化率は26.2%と約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

このような状況の中、本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともにすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現を目指します。

第9期計画のポイント

第9期の介護保険事業計画の方針として、以下の3点のポイントを踏まえて策定を進めるものとします。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

[1] 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 介護サービス基盤を計画的に確保。医療・介護の連携強化も必要
- 需要見込みの事業者・関係者との共有も必要

[2] 在宅サービスの充実

- 地域密着型サービスの更なる普及の検討、新たな複合型サービスの創設・整備の検討

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

[1] 地域共生社会の実現

- 地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進、総合事業の充実
- 地域包括支援センターの負担軽減・体制整備、重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援
- 認知症施策の推進

[2] 医療・介護情報基盤の整備

- 介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置付け(R6.4.1施行)

[3] 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の重点化・内容の充実・見える化

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

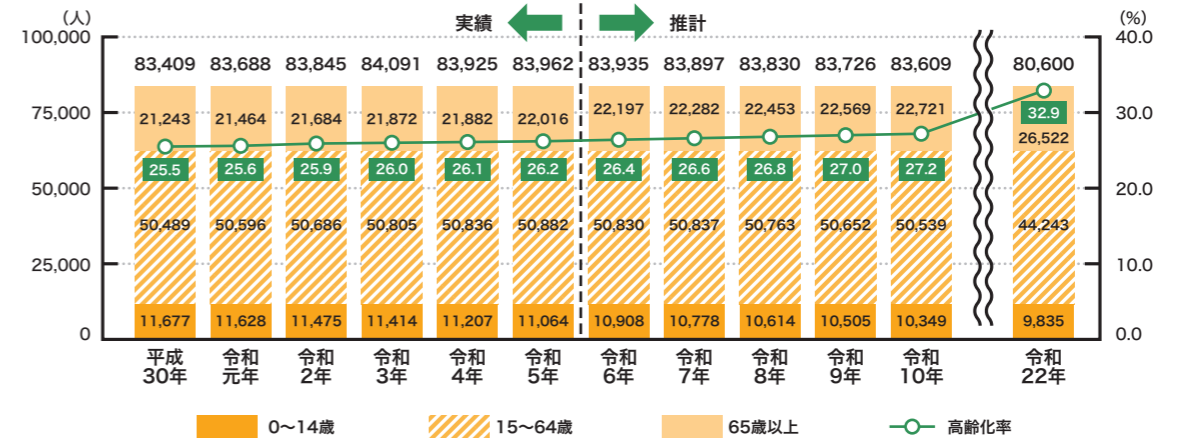
- 介護サービス需要は高まり、生産年齢人口は減少。介護人材確保が厳しくなると想定
- 介護人材確保の取組や介護現場の生産性向上の取組の推進



高齢者の現状

年齢3区分別人口・高齢化率の推移と推計

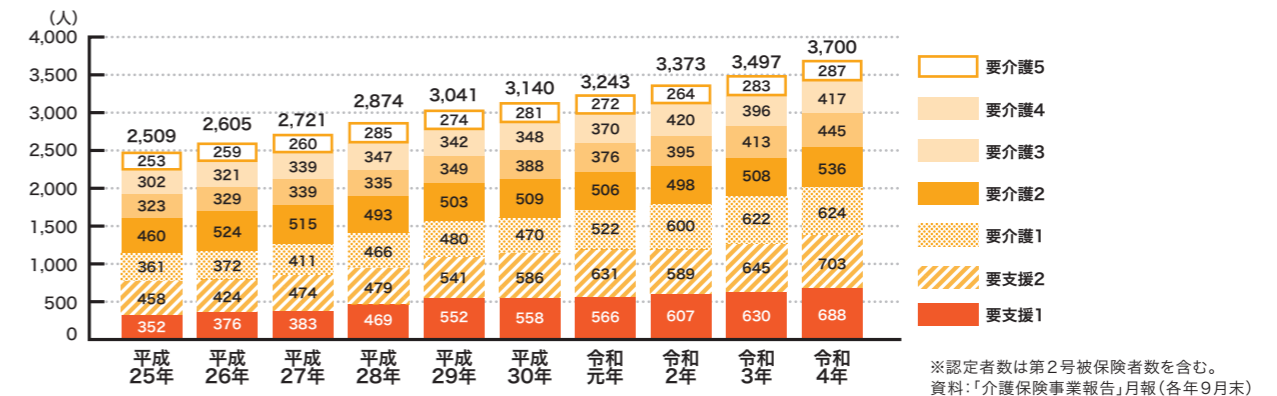
本市の総人口は緩やかに増加を続けてきました。令和5年以降の推計では緩やかに減少するものと見込まれています。高齢化率は年々上昇し、令和22年には32.9%になると見込まれています。



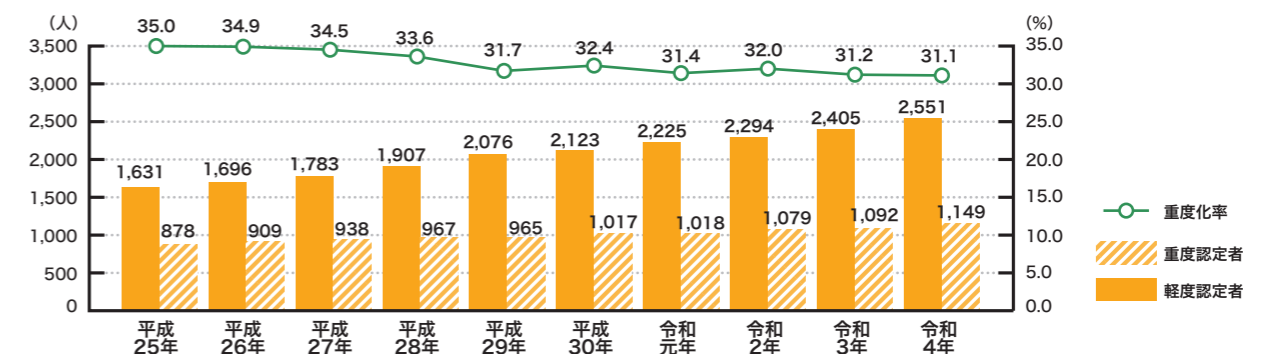
資料：実績…【実績値】住民基本台帳(各年9月末)
推計…コーホート要因法を用いた推計値

要支援・要介護認定者数、重度化の推移

高齢化率の上昇に伴い、要支援・要介護認定者数は、平成25年から令和4年にかけて約1.5倍に増加しています。重度化率は緩やかに増加し、軽度認定者数は約1.6倍に増加しており、今後後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数が急激に増加し、重度化率も高くなることが見込まれます。



※認定者数は第2号被保険者数を含む。
資料：「介護保険事業報告」月報(各年9月末)



※認定者数は第2号被保険者数を含む。
資料：「介護保険事業報告」月報(各年9月末)

計画の基本理念・施策体系と重点取組

基本理念

本市では、平成12年に老人保健福祉計画を策定して以来、「高齢者の笑顔輝く思いやりのまち」を基本理念として掲げ、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、健康づくりや生きがいづくり、安心して生活できるサービスの提供体制の構築に取り組んできました。

少子高齢化が深刻化する現在、団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となり更に現役世代が減少する2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

そのため、本計画では基本理念を踏襲したうえで、理念や取り組みを発展的に受け継ぎながら、高齢者が安心して地域生活ができるよう共生社会の実現を目指し、施策の更なる推進を図ります。

高齢者の笑顔輝く 思いやりのまち



施策の体系

基本目標	施策	取組
1 いきいき 共生のまち	1 生きがいづくりの推進	【1】学習・交流の促進 【2】就業機会の拡大 【3】社会参加活動の推進
	2 生活を支える地域づくり	【1】見守り体制の充実 【2】地域力の強化
2 毎日健康のまち	3 健康づくり・介護予防の推進	【1】健康づくりの推進 【2】介護予防・日常生活支援総合事業の推進
3 安心生活のまち	4 安心生活づくりに向けた環境整備	【1】相談体制の強化 【2】権利擁護施策の推進 【3】認知症施策の推進* 【4】医療と介護との連携強化* 【5】高齢者の住まいと環境整備 【6】防災・防犯体制の充実
	5 総合的な支援体制の整備	【1】地域包括支援センターの充実 【2】関係機関のネットワークの強化 【3】分野横断的な支援体制の構築 【4】生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進*
4 安心介護のまち	6 在宅生活継続への支援の充実	【1】在宅生活継続のための支援の充実 【2】家族介護者への支援
	7 介護サービスの充実	【1】介護サービス基盤の整備 【2】事業所に対する介護人材確保等の支援
	8 介護保険事業の適正な運営	【1】財源の確保と経済的負担の軽減 【2】介護給付の適正化

※…地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた重点取組

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた重点取組

地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて計画に位置付けることが求められています。本市においては、国の示す5項目から「医療と介護との連携強化」「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」と、前回計画に引き続き「認知症施策の推進」を独自の重点取組として設定します。

重点取組1 認知症施策の推進

1 認知症についての周知・啓発

認知症の相談窓口について広く周知を図り、相談から早期対応につなげられるような体制づくりを進めます。また、認知症の普及啓発・本人発信支援を行います。

具体的な取組項目

- 認知症相談窓口の周知
- 世界アルツハイマーデー及び月間における取組

2 認知症の予防から適切な支援に向けた体制の構築

認知症の早期発見・早期対応につなげられるように、「あたまの元気まる」等を通して予防施策の周知を図るとともに、認知症の初期段階での適切な支援を行います。

具体的な取組項目

- あたまの元気まる
- 標準的な認知症ケアパスの普及
- 認知症初期集中支援チーム
- 認知症地域支援推進員

3 地域全体で認知症高齢者や家族を支える環境づくり

認知症になるのを遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるように、地域全体で認知症高齢者や家族を支える環境づくりを目指します。

具体的な取組項目

- 認知症サポーターによる支援
- 「チームオレンジ」の運営
- 認知症当事者による本人発信支援
- 認知症介護家族交流会(笑顔の会)の開催
- 認知症カフェの開催
- はいかい高齢者おかえり支援事業による支援
- 若年性認知症のかたへの支援

重点取組2 医療と介護との連携強化

1 医療・介護の連携体制の強化

「日常の療養生活の支援」、「急変時の対応」、「入退院支援」、「看取り」といった在宅医療と介護サービスが連携した対応が求められる4つの場面における取組を評価・改善し、希望する看取りが行えるような体制の整備に努めます。

具体的な取組項目

- 在宅医療・介護連携体制
- 地域住民への普及啓発

重点取組3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

1 生活支援・介護予防サービスの基盤整備

生活支援コーディネーターを中心に地域のニーズにあった多様な生活支援サービスの充実を図るとともに、地域包括支援センターや民生委員などの地域の関係機関と連携を取り、持続可能な地域の支え合い体制を構築します。

具体的な取組項目

- 協議体による検討・連携

2 地域主体の介護予防・生活支援の促進

元気な高齢者自身も含めた支援の担い手づくりを進め、助け合い・支え合いの地域づくりを進めます。

具体的な取組項目

- 互助意識の醸成
- 生活支援の促進

分野別施策



施策1 生きがいづくりの推進

1 学習・交流の促進

高齢者の生きがいづくりの拠点となる「多世代交流館いきいき」の運営や講座の開催、各種同好会・サークル活動の支援、それらに関する学習情報の提供を行い、学習・交流の促進を図ります。

2 就業機会の拡大

シルバー人材センターやふるさとハローワークと連携し、高齢者の就業機会の拡大に努めます。

3 社会参加活動の推進

シニアクラブ活動やボランティア活動の充実を図り、高齢者の社会参加活動を推進します。

施策2 生活を支える地域づくり

1 見守り体制の充実

民生委員・児童委員や地域相談窓口などが連携し、見守りが必要な高齢者や高齢者世帯の把握を行います。給食サービスを通じた安否確認を行うなど見守り体制の充実や、認知症サポーターの養成など、地域における高齢者に対する見守りの意識向上に努めます。

2 地域力の強化

地域活動を行う団体・組織の活動充実・継続にかかる各種支援を行うとともに、ボランティアの育成や福祉意識の醸成を図ります。また、高齢者と園児・児童生徒が交流する機会を設け、園児・児童生徒の福祉意識の向上に取り組みます。

施策3 健康づくり・介護予防の推進

1 健康づくりの推進

本市独自の健康度評価「元気まる測定」を実施するなど、今後も高齢者の健康づくりに力を入れて取り組みます。また、後期高齢者について、介護予防と一体的な保健事業を推進します。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

自立支援・介護予防といった視点を重要視しながら、多様なサービスの提供と活動支援に取り組みます。また、地域主体の介護予防の取組を充実させ、病気の発症予防と重症化予防の取組を進めます。

施策4 安心生活づくりに向けた環境整備

1 相談体制の強化

高齢者や介護に関する様々な主体が連携し、高齢者や家族が抱える相談に対応し、支援へとつなげるとともに、専門職チームを3チームから4チームに増やし、相談体制を強化します。

2 権利擁護施策の推進

高齢者の人権を侵害する虐待から高齢者を守るため、虐待防止に関する啓発、相談、見守り体制の充実など権利擁護施策の推進に取り組みます。

3 認知症施策の推進 **重点取組1**

4ページに記載しています。

4 医療と介護との連携強化 **重点取組2**

4ページに記載しています。

5 高齢者の住まいと環境整備

高齢者が多様な選択肢の中から、自分に合った住みよい住まいを選び、自立した生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの視点に基づき、バリアフリー化を中心とした整備に努めます。

6 防災・防犯体制の充実

災害などの緊急事態に必要な対応や対策が行えるよう、防災体制の充実を図ります。また、高齢者をトラブルから救うための支援についても実施します。

施策5 総合的な支援体制の整備

1 地域包括支援センターの充実

高齢者の生活支援や相談支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能充実を図ります。

2 関係機関のネットワークの強化

地域ケア会議における関係機関のネットワークづくりを進めます。

3 分野横断的な支援体制の構築

高齢・障がいの各制度の枠組みの中でしかサービスを利用できないことにより利用者に不便が生じないよう、相互のサービス利用の円滑化を図ります。また、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象を限定しない包括的な相談支援体制を構築できるよう、分野の垣根を超えたネットワーク体制を構築します。

4 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 **重点取組3**

4ページに記載しています。

施策6 在宅生活継続への支援の充実

1 在宅生活継続のための支援の充実

住み慣れた地域で生活が行えるように、日常生活で必要となる支援を行います。また、高齢者が地域で暮らしやすいように、地域活動の推進や地域の互助意識の醸成に取り組みます。

2 家族介護者への支援

在宅で高齢者を支える家族等の介護者のため、高齢者を介護する際に必要な知識や技術を習得する機会や、介護者同士が集まり意見交換やリフレッシュを図ることができる機会づくりを行います。

施策7 介護サービスの充実

1 介護サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活ができるように在宅で受けられるサービスの充実・強化に重点をおいて取り組みます。また、サービスの利用状況を踏まえるとともに、中長期的な要介護・要支援認定者の増加に対応したサービス供給体制の整備を進めます。

2 事業所に対する介護人材確保等の支援

少子高齢化の進展により、今後の地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となっています。このため、県や関係機関との連携により人材確保を目指します。また、介護現場の業務改善や文書量削減、ICTの活用等による業務効率化の取組を検討します。さらには、介護事業所等と連携して、災害や感染症に対する体制整備を進めます。

施策8 介護保険事業の適正な運営

1 財源の確保と経済的負担の軽減

介護保険制度を維持し、サービスを提供していくために必要な財源の確保に努めます。また、被保険者の経済的な状況に応じた保険料の多段階化や必要に応じた介護サービス費の支給を行い、経済的負担の軽減を行います。

2 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、保険料の抑制とも関係するため、介護保険制度を持続可能なものとするためにも、積極的な取組を進めます。

